

介護医療院せいの 重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

医療法人金澤会が実施する介護医療院せいののは、要介護状態(要介護1～5)にある高齢者等に対して、適切な介護医療院サービスを提供することを目的とし、計画に基づき、利用者の状態に合わせた医療、リハビリや看護、介護ケアをご提供します。

常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村や居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設その他の保健医療サービスまたは福祉サービスとの密接な連携に努めます。

1. サービス内容

医療・看護

リハビリテーション(理学療法、作業療法、物理療法、言語療法)

食事

入浴・排泄サービス

レクリエーション

離床・着替え・整容など

相談及び援助



2. 費用

(1) 下記表のうち介護保険負担割合証に記載された負担割合が利用料金となります。

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
I 型介護医療院サービス費 (1日につき)	個室	7210円	8320円	10700円	11720円	12630円
	4人室	8330円	9430円	11820円	12830円	13750円
夜勤加算		140円/日				
外泊日の施設サービス費		3620円/日 (月6日を限度)				
他科受診時費用		3620円/日 (月4日を限度)				
初期加算		300円/日 (入所日より30日間)				
退所時指導等加算		退所前訪問指導加算 4600円/回				
		退所後訪問指導加算 4600円/回				
		退所時指導加算 4000円/回				
		退所時情報提供加算 I) 5000円/回 II) 2500円/回				
		退所前連携加算 5000円/回				
訪問看護指示加算		3000円/回(退所時に訪問看護ステーションに指示書を交付した場合)				
経口移行加算		280円/日(経管により食事摂取される方に経口摂取を進めるための栄養管理及び支援を行った場合)				
経口維持加算	(I)	4000円/月(摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方)				
	(II)	1000円/月(歯科医師、歯科衛生士等が食事の観察等に加わった場合)				
口腔衛生管理加算	(II)	1100円/月				
療養食加算		60円/回(医師の食事箋に基づき療養食を提供した場合)				
在宅復帰支援機能加算		100円/日				
若年性認知症患者受入加算		1200円/日				
認知症行動・心理症状緊急対応加算		2000円/日(入所日から7日を上限とする)				
排せつ支援加算(I・II・III)		100円・150円・200円/月				
協力医療機関連携加算(1)		500円/月				
新興感染症等施設療養費		2400円/回(連続5日間限度)				
高齢者施設等感染対策向上加算	(I)	100円/月				
	(II)	50円/月				
自立支援促進加算		2800円/月				
科学的介護推進体制加算	(II)	600円/月				
退所時栄養情報連携加算		700円/日				
再入所時栄養連携加算		2000円/回				
試行的退所時サービス費		8000円/日(6日限度)				
生産性向上推進体制加算	(II)	100円/月				
安全対策体制加算		200円/入所時				
サービス提供体制強化加算(I)		220円/日				
介護職員等処遇改善加算(I)		単位数の1000分の 51/月				

特別診療費	感染対策指導管理料		60円／日
	褥瘡対策指導管理料	(Ⅰ)	60円／日
		(Ⅱ)	100円／日
	初期入院診療管理料		2500円／回(入所後診療計画を文書で説明した場合)
	薬剤管理指導料		3500円／回(月4回迄、薬剤・注射等の指導を行った場合)
	医学情報提供料		2200円又は2900円／回(退院時に文書で他の医療機関に紹介を行った場合)
	その他、理学療法Ⅰ、作業療法、言語聴覚療法、集団コミュニケーション療法、リハビリ体制強化加算、短期集中リハビリテーション、認知症短期集中リハビリテーション、摂食機能療法等を実施した場合に加算が有ります。		

(2) その他の費用

[居 住 費]	個室:1728円／日 、4人部屋:437円／日
[食 費]	1445円／日(朝食481円、昼食482円、夕食482円) ※所得に応じて減額制度有り
[室 料]	個室:3300円／日(税込)
[テレビレンタル料]	204円／日(税込)
[クリーニング料]	4785円／月(税込)
[理 美 容 代]	実 費
[外来一部負担金]	介護保険外での診療を行った場合には医療費の自己負担が有ります。

(3) 利用料等のお支払い方法

毎月15日までに前月分の請求を致しますので、フロント又は振込等にて1週間以内にお支払いください。

3, 事業所の職員体制 職員の氏名等は各階の掲示をご参照ください。

管理者

従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される介護医療院の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行います。

医師

入所者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行うとともに、介護医療院の衛生管理等の指導を行います。

薬剤師

医師の指示に基づき調剤を行い、介護医療院で保管する薬剤を管理するほか、入所者に対し服薬指導を行います。

栄養士

入所者の栄養や心身の状況及び嗜好を考慮した献立及び栄養指導を行うとともに、食品衛生法に定める衛生管理を行います。

看護職員 8名以上

医師の診療補助及び医師の指示による入所者の看護、介護医療院の衛生管理等の業務を行います。

介護職員 12名以上

入所者の介護、自立的な日常生活を営むための支援等の業務を行います。

理学療法士・作業療法士・言語療法士

医師等と共同してリハビリテーション実施計画を作成するとともに、当該計画に従いリハビリテーションを行います。

介護支援専門員 1名以上

入所者の介護医療院サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。

4, 定員および設備の概要

施設の入所定員は短期入所も含めて47名です。

療養室は個室と4人部屋、全て1床当たり7.3㎡以上の広さです。個室には室料がかかります。

ナースコール・ギャッジベッド・チェストを準備しています。

機能訓練室・食堂兼談話室・浴室(特殊浴槽付き)等は利用定員に合わせて十分な広さを有しています。

共同でお使いください。

5, 利用者へのお願い

- ・サービス利用の開始時に、介護保険被保険者証・介護保険負担割合証をお見せください。
- ・面来訪者は入所者の安静を妨げないようにご注意ください。
- ・外出・外泊の際には、必ず行き先と帰院日時を職員にお申し出ください。
- ・施設内の療養室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

- ・火気の取り扱いにご注意ください。なお、施設内は禁煙となっております。
- ・騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮ください。また、むやみに他の入所者の療養室等に立ち入らないでください。
- ・所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ・施設内外での他の入所者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
- ・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。
- ・防火訓練等の時にはご参加ご協力をお願い致します。
- ・サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。
 - (1)職員等は、年金の管理、金銭の貸借等の金銭の取り扱いは原則として出来ません。
 - (2)職員等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

6, 非常災害対策

- ・非常災害時には、別に定める消防計画書に則り対応を行います。
- ・消防計画書に則り、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入所者の方も参加していただき行います。

7, 虐待の防止について

- 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
- ・虐待防止に関する担当者を選定しています。
 - ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
 - ・虐待防止のための指針の整備をしています。
 - ・従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
 - ・サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8, 事故発生時の対応

事故発生時の場合は速やかに市町村及び利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。又、事故の原因を解明し、再発防止の対策を講じます。

9, サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所 お客様相談窓口	窓口責任者 師長 笹原 あゆみ（さはら あゆみ） 介護支援専門員 坂本 明子（さかもと あきこ） 山之内 健太（やまのうち けんた） ご利用時間 月～土 8:30～17:00 対応方法 電話（096-354-1731）又は 面接(当事業所) ※上記担当者が不在の時は当事業所の他の職員がお受けします。
公的相談窓口	熊本市介護事業指導課 電話 096-328-2793 熊本県国民健康保険団体連合会 電話 096-214-1101

開設法人 熊本市西区島崎2丁目22番15号
 医療法人 金澤 会
 理事長 金澤 知徳
 （電話）096-354-1731
 （FAX）096-354-1736

事業所 熊本市西区島崎2丁目22番15号
 介護医療院せいじの
 管理者 金澤 知徳
 （電話）096-354-1731
 （FAX）096-354-1736
 （事業所番号）43B0100144

令和 年 月 日

説明者：(職名) (氏名)

